指定要綱改正の概要

１　改正の理由及び内容

（１）押印の見直し

○　令和２年１２月、厚生労働省老健局から通知があり、各都道府県等が定める様式において、事業者に押印を求めている場合は、見直しへの積極的な取組を期することとされた（介護保険最新情報Vol.900参照）。

○　本指定要綱で定める各様式においても事業者に押印を求めているが、最初に指定居宅サービス事業所の指定をする場合や、欠格事由に該当しないことを誓約させる場合など、申請者の明確な意思表示を確認すべき場合を除き、押印を不要としても差し支えないと考えられる。

○　このため、本指定要綱で定める各様式において、押印を不要とする改正を行う。ただし、指定（許可）申請書及び誓約書については、引き続き押印を求めることとする。

（２）「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の見直し

○　令和２年９月、厚生労働省老健局高齢者支援課等から事務連絡があり、サービス種別ごとの「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の参考様式（新参考様式）が示された（介護保険最新情報Vol.876参照）。

○　本指定要綱においても参考様式として「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」を定めているため、サービス種別ごとに新参考様式と同様の様式を定めることとする。

（３）介護医療院への移行に係る添付書類の簡素化

　　○　令和２年３月、介護保険法施行規則が改正され、介護療養型医療施設から介護医療院に移行する場合の許可申請で、併設する施設、建物の構造等の事項に変更がないときは、当該事項に係る書類の提出等を省略できることとされた（介護保険最新情報Vol.803参照）。

○　本指定要綱の別表において、許可申請に係る添付書類を定めているため、上記の場合には、併設する施設の概要、平面図等の提出は不要とする。

２　施行日

　令和３年４月１日